

美祿市立於福小学校「いじめ防止基本方針」

平成 31 年 4 月

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法第 2 条)

具体的ないじめの態様（山口県いじめ防止基本方針より）

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 学校におけるいじめの実態

毎週の【心のアンケート】によると、いじめへ発展する可能性のある言動が見られる。そのため、子どもの表情や行動に変容がないか細やかな観察をし、発見した場合の情報交換を密にしている。

(3) 目指す子どもの姿

本校の児童は素直で明るく、そして優しく、いろいろな活動に前向きに取り組むよさがある。しかし、一方では、自分で判断しないで周りに流されたり、自分から行動しなかったりという課題もある。

そこで、授業を中心とした学校生活全般において、友達と積極的に関わりながら切磋琢磨して、自分を伸ばしていく子どもの姿を目指したい。また、人権感覚を磨き、いじめを見抜く力、友達でも注意し合える力を育てていきたい。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称

『於福小学校いじめ対策委員会』

(2) 構成員及び役割（全教職員と随時スクールカウンセラー）

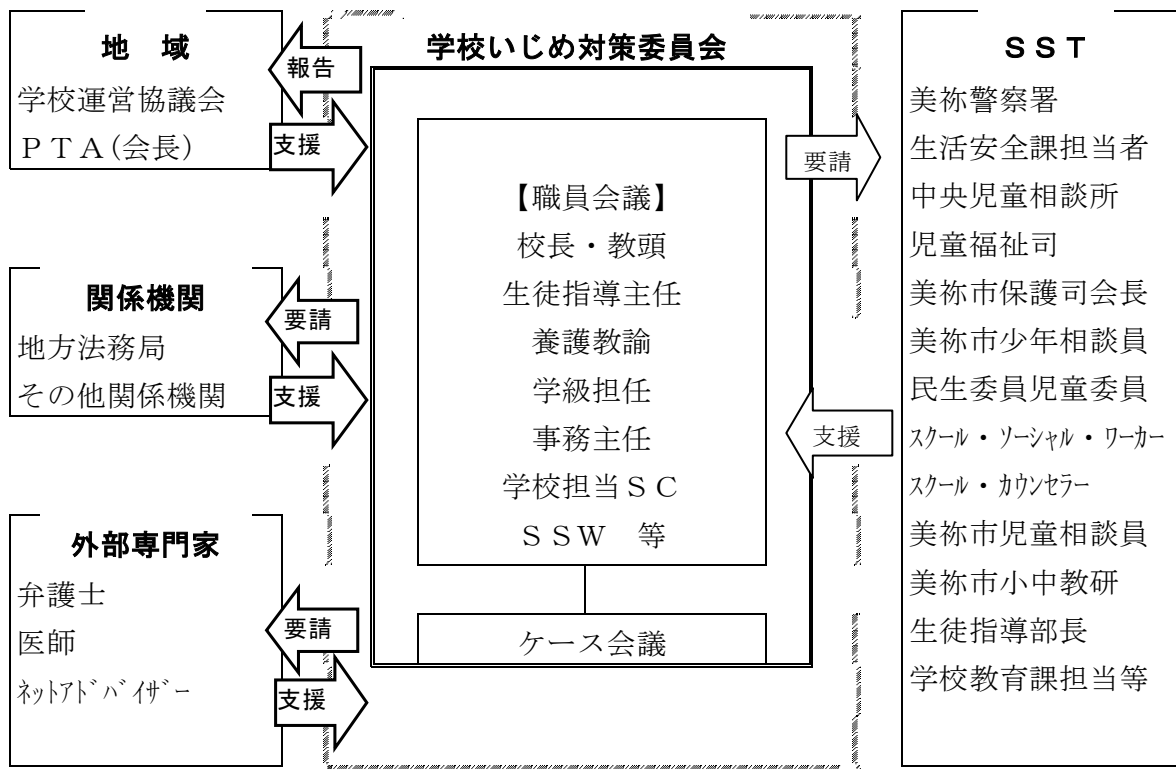
- 校長・教頭 … ・いじめ防止基本方針の策定指針
・重大事態への対応及び学校設置者への報告
- 生徒指導主任 … ・いじめ防止基本方針の策定、公開、見直し
・心のアンケート・教育相談の計画
・会議（連絡会）の開催
・相談体制の整備（いじめ相談ポストの設置、管理）
・研修会の企画、実施
・ケース会議の設置
- 教務主任 … ・年間計画への位置づけ、検証
- 養護教諭 … ・保健室訪問児童の実態把握、情報伝達
- その他教職員 … ・学級児童、その他全校児童の実態把握
・生活アンケートの実施等
- S.C … ・被害者や保護者の心のケア
・関係児童及びその保護者の心のケア
・学校関係者との連携・相談

(3) 主な取組み

●いじめを許さない学校・学級作りへ向け、組織全体で取り組んでいく。

- ① 毎週の生活（いじめ）アンケートの実施と報告、事後指導
- ② 児童の実態把握（なかよし遊び）
- ③ 毎月の会議（生徒指導・特別支援連絡会）への情報提供
- ④ 強化月間の特別アンケートによる全児童教育相談の実施
- ⑤ いじめ撲滅宣言による児童の意識の向上
- ⑥ 校内研修「いじめに関する内容」による教職員の資質向上
- ⑦ いじめ問題対策会議（ケース会議）の随時設置

(4) 組織の位置付け



3 いじめ防止等の対策のための年間実施計画

【年間】

① 「学級活動」「道徳」の充実と学校教育活動全般を通じたいじめ防止への取組

◇ 美祢市いじめ防止基本方針(「いじめ防止等のために学校が実施すべき事項」より)

人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為であり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

子ども一人ひとりの夢の実現に向けて知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して、子どもが「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図ることが必要である。

規範意識の情勢に向けた取組

いじめの未然防止のため、子どもの規範意識を醸成する取組が重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、子どもの心身の成長の過程に即した指導を行い、子どもが集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう、重点的かつ具体的な取組を行う。

他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

- ② 週1回の生活（いじめ）アンケート及び児童理解の会
- ③ 学期に一度、担任と子ども一人ひとりとの教育相談を実施
- ④ 休み時間に教職員と児童と一緒に活動する「なかよし遊び」
- ⑤ 縦割り班活動（登校班、縦割り班掃除、縦割り班給食、わくわくフライデー、学校行事等）

※ 主要行事 … なかよし遠足（5月）、1年生を迎える会（5月）、森林教育活動（年2回）、ありがとう集会（3月）等

※月別の具体的な年間計画

いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②
 いじめの早期対応に関すること…③
 いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

月	活動内容・取組
4	家庭訪問（④） PTA 総会、学級懇談会（④）
5	於福の子どもを見守る会連絡協議会（①・②・④）
6	アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③） 拡大運営協議会（小・中・地域による児童・生徒理解の会）（①・②・④）
7	保護者個人懇談会（④）
8	いじめ問題に関する校内研修会（スクールカウンセラーも参加） （①・②・③・④）
9	道徳に関する参観授業（①・④）
10	人権に関する参観授業（①・②・③・④） アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③）
11	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）
12	於福の子どもを見守る会連絡協議会（①・②・④） 保護者個人懇談会（④）
1	参観日（百人一首大会・なわとび大会）（①・④）
2	アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③） 拡大運営協議会（小・中・地域による児童・生徒理解の会）（①・②・④） スクールカウンセラーとのいじめ防止基本方針の見直し（①・②・③・④）
3	児童引き継ぎ個人カルテの作成（①・②・③）

年間を通じて	週1回（毎週木曜日）実施の児童理解の会（①・②・③） スクールカウンセラーによる学校訪問、児童及び保護者への教育相談（毎学期1回、巡回教育相談の日を設定、）（①・②・③・④） スクールカウンセラーによる授業【思春期グローイングハートプロジェクト】（1） 情報モラルに関する授業（参観日？）期日未定 （①・②・④）
--------	--

4 P T A や学校運営協議会等と連携した地域総がかりの取組

- 家庭・学校運営協議会との連携
 - ・いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であることを、年度当初の P T A 総会や保護者会、家庭訪問の際等に伝え、連携していく。
 - ・年1回の「子ども見守りアンケート（保護者用アンケート）」で児童の気になることを答えてもらうとともに、何かあれば随時相談できる体制があることを示す。
 - ・学校運営協議会の際に学校の取組や児童の実態を報告し、地域での様子を聞く機会を設け情報交換に努める。
 - ・毎月29日に実施するオープンスクールに案内し、授業参観を通して児童の実態をとらえ、様々な教育活動やいじめ防止に関して意見をもらう。
 - ・学校評価等の保護者・地域住民へのアンケートを実施し、学校のいじめ対策について、評価・改善を行う。
- 主任児童委員との連携
 - ・主任児童委員との情報交換会（年1回）を実施し、様々な教育活動やいじめ防止に関して意見をもらう。
- 情報モラル教育の充実
 - ・ネット・ケータイの正しい使い方について、教職員が指導する。
 - ・警察、携帯電話、SNS 関係業者、ネットアドバイザー等を活用した教職員研修や保護者対象の「情報モラル研修会」を発達段階に応じて実施する。

5 いじめの早期発見と早期対応

- 生活アンケートの実施と子どもの実態把握
 - ・週1回の生活アンケートを実施し、結果を全教職員で共有する。保護者対象のアンケート調査も実施する。
- 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えないところで被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
 - ・「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめという認識を持た

せる。

- ・しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。
- ・いじめ認知力・対応力の向上に向け、校内研修を実施する。

○ 学校の教育相談体制の充実

- ・個別の教育相談の方法や内容を工夫・改善し、児童の特性に応じた多様な支援につなげる。
- ・SCやSSW、地域コーディネーター等の専門家と連携して、特性に応じた支援を行う。

○ 情報を「集約・共有」する体制の構築

- ・情報を一括管理する担当者を定めると共に、情報を「5W1H」形式で記録として残し、矛盾がある場合には徹底した調査を行う。
- ・小さな情報も、校内でのホウ・レン・ソウの体制を再認識すると共に、専門家を加え、継続した対応を行う。

6 いじめを受けていると思われる情報を得た場合、または確認された場合の対応

(1) 情報の共有、事実確認

- ・客観的及び冷静に話をきく
→加害児童へ情報をきくとき、一方的に悪いと決めつけて話をきいてはいけない。
- ・周囲の子どもたちへのききとり
→当事者は周囲が見えていないことが多いため、関係児童（傍観者を含む）から情報を得る。

(2) いじめ問題への介入（いじめをやめさせる）

(3) 校内いじめ問題対策会議（ケース会議）設置

(4) いじめ問題記録の共通化

- ① いじめ被害者氏名
- ② いじめの状況
 - ・いじめの事実の有無 ・いじめの態様
 - ・加害者、周囲の子どもたち、保護者の状況
 - ・いじめの発端いじめ発覚のきっかけ等
- ③ 報告状況
 - ・いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか
- ④ 対応内容
 - ・被害者への対応内容 ・加害者への対応内容 ・保護者への対応内容

(5) 教育委員会に報告 ※ いじめ問題と確認された場合

- ① 犯罪行為、生命に関わる事案など、緊急を要する場合(重大事態)は速やかに報告

② 緊急を要しない場合は、状況を確認後、すみやかに教頭が市教委担当へ報告

(6) 継続的な支援、指導及び助言

- ・ いじめを受けた子ども及びその保護者に対する支援
- ・ いじめをした児童に対する指導又は保護者に対する助言
- ・ 関係児童への心のケア
- ・ 保護者と情報を共有し保護者の理解・協力を得る
- ・ 教育を受ける権利の保障（いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるための必要な措置）

7 インターネットを通じて行われているいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・ 児童が悩みを抱え込まないように、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、ネットアドバイザーなど、関係機関の取組についても周知する。
- ・ 学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・ 「ネットいじめ」について、教職員及び保護者に理解を求めていくことが必要である。
- ・ インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・ 保護者は、防災・防犯その他の特別な目的のために使用する場合を除き、小学生にはスマートフォンや携帯電話を学校に持ち込ませない。
- ・ 保護者は、児童にスマートフォンや携帯電話、通信可能なゲーム機を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するように努める。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

- ・ 「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・ スマホアプリ「LINE」「twitter」などのグループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察などの関係機関の協力を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 削除依頼等の手順について

- ・ 事実の確認
被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、

保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

- ・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

- ・児童生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当時者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

- ・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

- ・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。